

大阪府聴覚障害者制度改革推進本部 御中

衆院大阪5区 石井みずす

電話:(06) 6474-6022

ファックス:(06) 6474-6024

衆議院選挙へ向けた各候補者への質問状への回答

1、「情報コミュニケーション法（仮称）」の制定について

すべての障害者の社会参加に必要な情報アクセスやコミュニケーションを保障するための法制定・整備は、当然必要です。

私は、障がい児スイミングインストラクターを行なってきた経験から、一人ひとりの多様な障がいを理解し、保護者や教育機関などへの援助も必要と考えます。

また、コミュニケーション方法は、手話法、口話法、筆談、代弁、パソコンや音声変換機器など、様々な方法がありますが、コミュニケーション方法を限定せず、障がい者自身が選択できるようにすることが必要と考えます。

また、手話通訳士の無料派遣が認められないケースや、自治体を超えての派遣制限などの改善を求めます。

2、手話言語法の制定について

手話が言語として認められたことは、聴覚障害者の皆さんの長年の運動の成果です。そして、鳥取県など先駆的な取り組みが各自治体で始まっており、国が財政的にも一定の責任を持ち、各自治体・区役所などに手話通訳士を配置するなどが必要です。日本共産党は、自治体での手話を広める条例化などをすすめてきました。

また、ろう児の手話・日本語手話の獲得への援助とともに、普通学校と聾学校（特別支援学校）の日常的な行き来・交流を進め、聴覚障害者の社会参加と自立を保障する支援が必要と考えます。

3、聴覚障害認定基準について

障害認定基準が厳しすぎることも、また、級数が低いことも問題です。聴覚障害者は、「見えない障害」として、外見では判断しづらいですが、健常児が乳児期から空気のように接する「言葉・音」から、聴覚障害児は隔離されており、日本語を獲得するには、特別の学習が必要で、社会参加が困難になることから、社会生活・社会参加を保障していくことが必要と考えます。

4、手話通訳士の身分保障について

手話通訳は、初歩的な通訳も数年を必要としており、高度な専門性です。しかし、就職先がない、頸肩腕症の傷害の危険性など、手話通訳士の生活保障などを進める必要があります。また、自治体や公的機関が、手話通訳を外部委託・派遣化せず、正規雇用化することが必要です。

5、手話通訳制度における資格について

手話通訳士を国家資格に引き上げ、待遇改善を進める必要があります。

6、採用時における聴覚障害者への『合理的配慮』と『過度な負担について』

障害者雇用促進法は、求人や採用などを、障害をもって不当な差別的扱いをしてはならないとしており、適切な方法を取ることが明記されるべきです。特に、保育・教育や自治体などの公的機関での雇用を促進することが必要と考えます。

7、その他特に取り組みたいこと

障がい者のコミュニケーション手段の自己選択・自己決定を尊重し、社会参加を保障する法整備が必要です。また、日常生活でのバリアフリー化を進めることが、災害時での対応にもつながる、と考えます。例えば、案内表示のグランドデザイン化を進めること、日常器具や音声アナウンスなど聴覚障害者が利用しづらいことも対応が必要と考えます。これらを、国・自治体が先駆的に取り組むことは、聴覚障害者のみならず、児童・高齢者の社会生活や災害対策など、広く必要とされるもの、と考えます。

さらに、障がい者を固定してとらえず、障害者手帳などを取得していなくても、怪我や妊娠、高齢など、社会生活に支障をもつ人々が、社会参加できる状況を作りたいと考えます。

聴覚障害者の日常生活を楽しく過ごす上で、地域などでの交流、また聴導犬などの普及も必要と考えます。

以上